

郵便はがき

料金別納  
郵便

〒100-8931  
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

【還付郵便物返送先】  
資源エネルギー庁 新エネルギー課メールセンター  
〒158-0095 東京都世田谷区瀬田3-15-10

経済産業省  
資源エネルギー庁

再エネ事業者の皆様へ

# インボイス制度 登録準備はもうお済みですか？

インボイス制度が始まる2023年10月1日までに  
インボイス発行事業者としての登録を行うためには  
申請いただく必要があります。  
**課税事業者**の方は、お早めのご対応をお願いいたします。

## 既にFIT認定を受けている方


消費税法に基づく課税事業者<sup>※</sup>に該当する場合は、  
2023年3月31日までに

- ①インボイス発行事業者としての登録申請手続き
- ②買取義務者へのインボイス登録番号の報告

を行っていただきますようお願いいたします。

※課税事業者の定義について、詳しくはこちら

国税庁HP


## 今後新たにFIT認定を受けようとされる方

2023年度以降、新たにFIT認定を受けようとする方のうち、消費税法上の課税事業者に該当する方については、インボイス発行事業者としての登録を行うことをFIT認定の要件とする予定です。

予め、インボイス発行事業者としての登録申請のご準備をお願いいたします。

※インボイス制度の支援措置(補助金の拡充や事務負担の軽減措置等)については、こちら

財務省HP





詳しくは、再エネ特措法(FIT・FIP制度)及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関するお問合せ窓口まで

再エネ インボイス

0570-057-333

こちらからアクセス



一部のIP電話で上記につながらない場合は、044-952-7917におかけください。  
受付時間/平日9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始は除きます)

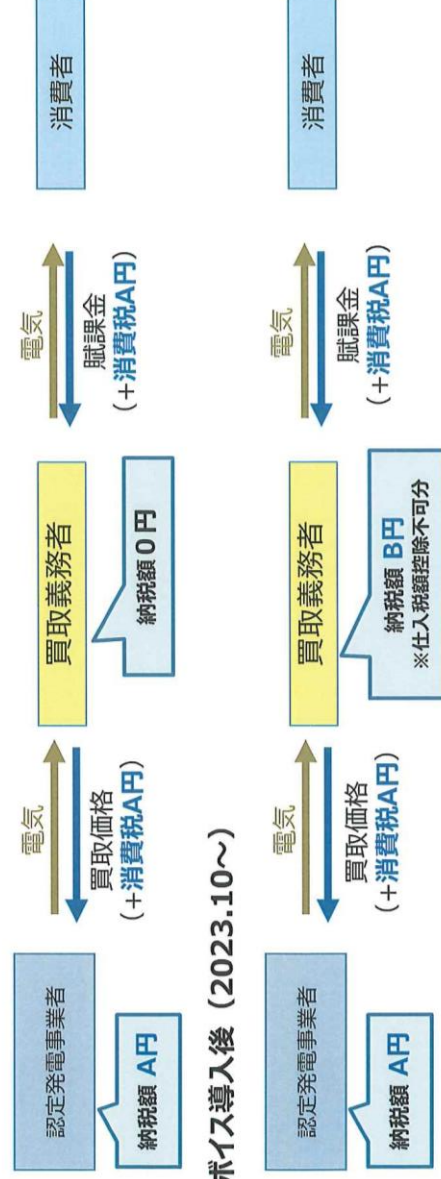
## FIT制度におけるインボイス制度導入の影響について

2022/06/07 再工業大量導入・次世代NW小委員会（第42回）資料2 一部修正

- 現行制度においては、買取義務者は、仕入れの事実を記載した帳簿および区分記載請求書の保存を要件として、全ての認定事業者（課税・免税の区別無し）との取引について仕入税額控除ができる。
- インボイス制度開始後は、認定事業者へ支払う買取価格のうち、買取義務者は仕入れの事実を記載した帳簿および適格請求書（インボイス）の保存等を要件として、インボイス発行事業者との取引についてのみ仕入税額控除が可能。
- インボイスを発行できない免税事業者などの取引において、買取義務者はインボイスを取得できないため、当該取引分の仕入税額控除ができない。

### <FIT制度における資金の流れ概要（イメージ）>

○現在（～2023.10まで）



4

## インボイス制度の導入に伴うFIT制度運用上の対応方針

2022/06/07 再工業大量導入・次世代NW小委員会（第42回）資料2より抜粋・一部修正

- FIT制度下においては、買取義務者（すなわち買手事業者）に法律に基づき特定契約の申込みに応じる義務が課せられているため、FIT認定を受けた発電事業者がインボイス発行事業者として登録を受けない場合や免税事業者である場合など、当該取引分の仕入税額控除ができない場合、買取義務者に新たな消費税負担が生じることとなる。
- こうした買取義務者の新たな税負担は、消費税制度の改正に伴い、FIT制度に係る全ての取引を対象にやむを得ず生じるものであることから、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、以下の様な措置を検討することとする。
  1. 新規認定の扱い
    - 新規認定については、課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うことを認定要件とする。
    - その上で、インボイス発行事業者と非インボイス発行事業者で、買取価格における消費税の取扱いについて、区別して設定する方向で、調達価格等算定委員会にて検討することとする。
  2. 既認定の扱い
    - 課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うことを求めた上で、課税事業者に対してインボイス発行事業者としての登録に係る周知徹底に取り組みことを前提に、インボイスが発行されない取引については、当該取引による買取義務者の消費税負担分を制度的に措置する。
    - ただし、課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うよう買取義務者とも連携してしっかりと広報等に取り組みと共に、具体化に向けた影響調査等を行うこととする。